

■第 7 回移管契約第 13 条検討委員会議事録 別紙 1：議題 2 議事要旨

事務局より、資料 2「意見募集における『主なご意見』のとりまとめと回答(案)について」の概要説明を行った。

委員 A 「『権威あるプライマリおよびセカンダリ・ネームサーバ』の『権威ある』は技術用語『Authoritative』の日本語訳だと思うが、普通の人にはわかりにくいと思うので不要ではないか。」

→事務局にて修正案作成

委員 B 「発信主体が『第 13 条検討委員会事務局担当』である一方、本文中で『当センターの今後の参考に～』と JPNIC が主体となっている部分がある。委員会事務局と JPNIC が混在していて一致していない。」

委員 C 「13 条検討委員会としての意見を受けて、JPNIC として最終的な回答を出すので、それに合わせるべきだろう」

→事務局にて修正案作成

委員 D 「回答部分のいくつかに『～今後の参考にさせていただきます。』という記述があるが、抽象的過ぎる印象がある。」

委員 A 「『実際に評価を始めてみて何か問題が発生したタイミングでは再度参考にさせていただくかもしれない。』ということではないか。」

→『将来の参考にさせていただきます。』と変更する。

委員 D 「評価基準部分の第 13 条 8 項(ICANN 契約)に、不適切な表現とも取れる表現がある。適切な表現に置き換えた方がよい。」

→事務局にて修正案作成

委員 C 「委員から事前に承った意見：「意見の中には『公共性の担保＝行政というか政府・総務省の関与』ということの意味するかのように思い込んでいるという印象を受けるものが見受けられ、その辺りに JPNIC との温度差のようなものがあるように感じた。」

委員 C 「頂いた意見はサマリーとなっているが、それが元々の意見を正確に反映したサマリーになっているのか、確認が必要ではないか。」

事務局 「時間をかけて複数名でチェックをしているので正確だとは思いますが、気づいた点があれば指摘いただきたい。」

委員 C 「評価基準に関する意見および回答の中で、いただいた意見を踏まえて元の基準案を変更した部分は特にないという理解でよいか。」

事務局 「具体的に変更しなければならなかった部分は今のところない。」

委員 C 「委員にはその辺りも含めて最終確認の際にはチェックをお願いしたい。」

委員 A 「評価基準第 13 条 1 項（停止時間）『5 災害時想定』の、『災害時の事態を考慮すべき』という意見に対して、『考慮しています』では不十分で、根拠が必要。例外措置を適宜行うなど、何が何でも杓子定規な対応をするわけではない、といった回答の方が納得が得られると思う。」

→事務局にて修正案検討

委員 B 「『評価基準第 13 条 1 項（公平性・中立性）』の意見部分の、『表面に出にくい公平性や中立性に対して慎重に評価すべきで～』とはどういう意見か」

事務局 「公平性や中立性を確保すべきという考えに基づく質問と捉えた。JPNIC の考えでは、JPRS の JP ドメイン名諮問委員会がそれを担当している。また、『より広い意味での公平性・中立性に関しても意見募集を行ってそれを反映すべき』という意見に対しては、他 TLD との競争による市場原理に任

せた方がよいというのが JPNIC の考えである。」

委員 B 「評価基準の『評価基準そのもの』に停止時間についての意見に対する、および評価基準第 13 条 1 項(公平性・中立性)に対する回答に違和感を覚える。公平性・中立性を実現するための他の要素を今回は採用しないという理由をきちんと説明するべき。『市場競争にさらされているから』が、その理由という理解で良いのか。」

理事 E 「論理として直結せず、長い説明が必要となる。今回は『表面に出てくる、客観的に判定できることだけを実施します』というのが意見に対する回答になると考えている。」

委員 B 「この質問は、委員会当初からの私の意見と趣旨を同じくする。きちんと説明することが必要だと考える。」

委員 C 「元々頂いたご意見にはかなり長い意見もあったと思うが、元の長さに関係なくサマリーをすべて 1~2 行にまとめるというのは無理があるのではないか。」

委員 B 「意見の要約の仕方が短すぎるので、もう少し残しても良いのでは。」

委員 A 「回答文案についていろいろと意見が出たが、全体的に見直すのか。」

事務局 「回答方法およびサマリー方法について、いただいたご意見を元に見直す。」

委員 B 「サマリーについては、無理に要約せずにそのまま抜粋で載せても良いと思う。編集が意見表明者の意図に沿わない場合があり得る。」

委員 C 「他になければメールで改めて意見をいただくということで、人選基準の方に移りたい。」

委員 B 「『人選基準では、各分野 1 名程度(合計 5 名)しか委員が存在せず、複数

の視点による審理が十分尽くされないため、最低でも 10 名程度を確保すべき』という意見への回答で、『客観的基準に基づくから大丈夫』と言っているが、『JPRS 指定事業者を除外すると、JPRS の正しい指導に結び付かない』への回答では、『客観的な評価基準だから事業者でなくても判定は可能』となっている。一方、『客観的な評価基準を用いるなら、有識者に限らなくてもよい』への回答では、『評価基準はできる限り客観的に定めることとするが、評価・判定の背景や JPRS の業務運営とインターネットを取り巻く現状の正しい理解などが要求され、かつ利害関係者を除いていることから、有識者をお願いする方向で考えている。』となっている。一方で客観的基準だから知見はいらないと言いつつ、一方で有識者で無いとダメとなっていて、一貫していない印象を受ける。」

委員 C 「解消するための案はどんなものがあるか。」

委員 B 「評価基準を拡大するのが最良だが、それが無理であれば、例えば JPNIC が有識者評価委員会からフィードバックを受けることを想定している、と回答に記載してはどうか。」

委員 C 「委員 B の発言をうまく回答に盛り込めばいいのではないかと思う。」

委員 A 「『JPRS 指定事業者を除外すると、ドメイン名に技術的な知見のある人または実務が分かる人が除外される、または JPRS の正しい指導に結びつかない』への回答は、『事業者を除外しても有識者は十分確保できるから大丈夫』と修正すればよいのではないか。」

委員 B 「『複数の視点による審理の必要性から最低でも 10 名程度にするべき』という意見に対する回答も、『客観的だからではなく有識者だから 5 名でも大丈夫』とした方がよい。」

委員 A 「『複数の視点による～』への回答案は別にそのままでよく、5 名の委員が十分詳しければ大丈夫である。ただし『JPRS 指定事業者を除外すると～』への回答からは『客観的』を外した方がよいと思う。」

委員 C 「他に特になければ、メールで改めて意見をいただくということとし、『その他ご意見』部分に移りたい。」

委員 A 「『意見募集の対象については項目毎にまとめて回答』『意見募集の対象外についてはコメント』とあるが、資料 2 では後者も『回答』となっている。ここは『コメント』という理解でよいか。」

事務局 「追って資料を訂正する。」

委員 B 「『29 評価対象は公共性の担保の仕組み自体とすべきであり、移管契約第 13 条 3 項及び第 14 条を含めるべき。これができないのなら、JPNIC の適正性の評価を行う機関が別途必要』に対する回答には、13 条 3 項と 14 条は対象外とした理由を含めるようにしてほしい。」

委員 C 「『29 評価対象は公共性の～』のところについて、事務局が再検討してはどうか。」

→委員会了承

委員 C 「議題 2 については以上とし、この場でなされた議論を元に事務局が修正案を作成し、委員にメールで送付して委員はそれぞれ確認し、意見等があればメールで指摘していただくこととしたい。」

→委員会了承

委員 C 「事務局に対し、今後の作業のため全体のスケジュールを検討して示してほしい。」

事務局 「第 8 回会合を 9 月 5 日(水)、第 9 回会合を 9 月 24 日(月)に開催予定であり、第 8 回会合において答申案についての議論を行い、第 9 回会合で答申を確定し、その後に理事会へ提出する予定で進めてほしい。また、理事会が答申を受け取った後は、2012 年 11 月に開催予定の JPNIC 理事会にて、有識者評価委員会の設立を審議する段取りで進める予定である。」

<以上>